

沖縄米軍基地の移設問題と「独立国家」日本

石田博樹(長岡工業高等専門学校)

はじめに

普天間基地の移設問題では、ただ単に、鳩山首相の下手際をなじり、民主党の政策を批判するような勢力(自民党, その他)に与する気には、私は全くなれない。

戦後60年以上の自民党政治を見れば、自民党には、鳩山内閣を批判する資格なんぞ全くない、と私は思う。鳩山首相としては「自民党の方々には、私を批判する資格は全くない」、「今日の沖縄の惨状を放置して来たのは、歴代の自民党政権ではないか」と彼は思っていることだろう。私も同感である。

考えてみれば、今回の米軍基地移設問題の中で、日本の「独立国家の要件」についての国民的な議論を日本に改めて喚起させた意味で、鳩山首相は大きな貢献をしたといえよう。

「沖縄問題」の経緯

「秘密のファイル、CIAの対日工作」(上, 下)、春名幹男(共同通信の論説副委員長)著、(共同通信社2000年6月発行)には、驚くべき事実が満載されている。私は、まさに目から鱗が落ちる思いで読んだ。この本の下巻のP.287-288には、1947年に、昭和天皇自らが、アメリカに「沖縄における米軍の長期占領」を申し出たことが暴露されている。

終戦当時は、アメリカ国務省は、「沖縄は日本の支配下におき、非軍事化すべき」と考えていたが、アメリカ軍部の考えは、「軍事戦略の上から沖縄を自由に使いたい」であり、国務省とアメリカ軍部の考えは対立していた(p.287)。

「中ソに日本への手出しをさせないために、アメリカに半永久的な沖縄軍事基地使用を認める。天皇の意図はそんなところにあったのだろう。本土のために、沖縄の意志も聞かずに犠牲を負わせる、という意味では、戦後の「琉球処分」とも言える」(P.288)。

しかし、その後、国務省は「対日政策に関する報告」をまとめ、沖縄における米軍基地を長期間維持することに政策変更した。米軍は、核兵器の配備も含めて沖縄の基地が自由に使用できることに安住し続けた。ベトナム戦争の拡大で、後方基地としての沖縄の役割が増した。だが、日本政府も、1960年代中期に至るまで沖縄返還には積極的には取り組まなかった(p.290)。

安保条約と日米地位協定

普天間基地の移設問題を考えると、どうしても突き当たるのは、1960年1月19日に、新日米安保条約に基づいて日米両国間で締結された不当極まりない日米地位協定や、その新安保条約の取り扱いであ

る。締結以来、50年間、1度も改定されていない。

つまり、「アメリカは日本の安全を保障する」、「日本はアメリカ軍基地の維持費用を負担する」という、安保条約の二大原則と「沖縄の米軍基地の国外移設」をどう両立させるか、の高度な政治決着に最大の困難がある。日米安保条約は10年ごとの更新時に、一方からの通告のみにより解消できる。これも、日本とアメリカの双方にとって極めて重要な条項である。

日米地位協定の不当な現状を見れば、「米軍は沖縄から出て行け」という沖縄の人々の声、そして、「米軍は来るな」という徳之島の人々の声は、通常の市民感情として当然である。

沖縄の現状

私は、1973年(本土復帰の翌年)に初めて沖縄に行ったが、そこで得たものは、「これはもうたまらない」という強い印象であった。昼、夜を問わず、頻繁なものすごい軍用機の爆音。そのため、時にはどの学校でも授業が中断され、まともに教育が出来ない。

さらに、無性に腹立たしかったことは、「一旦、外国軍の軍政下に置かれたら、その地の住民はこれほどまで、馬鹿にされ、蹂躪されるのか」という印象であった。米軍の兵士は、まさに、やりたい放題であった。泥棒、ひき逃げ、強姦、殺人など、何をしようとも、素早く、基地内へ逃げ込めば、日本の警察は、手出しができない。米軍としては、その犯人を早急に本国へ転勤させてしまえば、一件落着である。

沖縄の人々は、ただただ、屈辱と悔し涙にくれるだけであった。しかし、土地を強制収用されて以来今日まで土地の借用代金を受給して生活している人々は、もはや、農業には戻れない。また、米軍を相手に商売を営んでいる人々は、怒りと屈辱に堪えながらも、それで生きるしかない。

日本は、対米従属の屈辱的な「密約」に縛られたままである(吉田敏浩 著「密約」2010年毎日新聞社発行)。

真の独立国とは

今日の日本に必要なのは、結局は、「独立国家の要件とは」という国民的な議論の開始ではないだろうか。日本の憲法第9条が「自衛の交戦権をも否定する」と解釈されているとすれば、それは独立国家の憲法ではないと私は思う。戦争放棄や恒久平和を目指す日本憲法の本質は、もちろん、誰もが賛成であろう。一方、真の独立国家とは、「国外からの侵略を自力で撃退できる国」ではないだろうか。すなわち、真の独立国家とは「自国民の生活と安全を自力で守り保障できる国家」であり、「武装中立の自信にあふ

れた国」のことはないだろうか。

私は、スウェーデンに滞在していた時に、つくづくそれを確信した。スウェーデンは、自他共に認める、見事なまでの強大な武装中立国である。戦闘機、潜水艦、銃火器、すべて国産。男性には、もちろん、兵役の義務がある。(それを拒否して、代わりに、医療介護などの仕事に振替えることも可能)。しかし、決して、国家としての戦争はしない。第一次、第二次大戦にも参戦しなかった。もちろん、アメリカが自分勝手な理由で始めた「イラク戦争」には、初めから協力していない。

独立国家として、日本は自衛のための交戦権を有し、そのための国防軍を完備するべく、憲法第9条を例え

ば以下のように改定する必要がある。「我が国は、主権国家としての交戦権を有する。ただし、そのための武力行使は、自国の領土、領海が侵略され、自国民の生活と安全が脅かされた場合に限る。」

これであれば、国際的にも普遍的な理解が得られ、また、国防軍としての自衛隊の存在にも、なんら法的な齟齬がない。これが、独立した主権国家としての真の平和憲法というものであろう。

日本の国防をどうするか

「米軍基地は、日本から出て行け」と主張するのはやさしい。しかし、その主張の背後に、日本の国防政策についての思考停止の影をいつも感じるのは私だけであろうか。1960年代末から70年代に、当時の社会党は、日本の将来像として「非武装中立」を公言していたが、その不見識と無責任さには、いまさらながら呆れるばかりだ。「危機には座して死を待て」と国民に要求する政党に、どうして国政を任せられよう。

独立国としての日本の自衛権を認める一方で、現行の憲法第9条を守る、とする共産党の主張は、明らかに自己矛盾であり論理破綻であろう。

「本当に米軍基地が日本から無くなったなら、中国や北朝鮮からの威嚇、沖縄、南西諸島、南方諸島などの安全と防衛、尖閣諸島の守備防衛、千島列島の返還、などについて、日本は自力で対応できるのか」について、どの政党も自信ある政策を示せない。憲法上「交戦権の否定」の制約を受けるとされる自衛隊と、海上保安庁だけで本当に日本を防衛出来るのかについて、今日、どの政党も責任ある具体策を出せず、さらに、日本の「国防の完備」の議論から逃避しているように見える。

「革新」を自認する野党も、日本から米軍基地が本当に無くなった後に厳しく求められる「独立国家としての日本の国防完備」の政策が出せない。

それどころか、従来から、「米軍基地反対」の声は、しばしば「自衛隊反対」の声と合体している。とんでもないことである。それは自国の国防の完備についての思考停止と無責任を示して余りあるといえよう。

日本の国防政策と現憲法との関連が十分に国内で議論されておらず、日本政府もそれを避けていること

は、当然、「日本の弱み」として、アメリカ政府は以前から看破しており、それが、日本を「密約」で縛って平然としていられるアメリカの自信である。

不当極まりない日米地位協定の中でも、第17条、第5項の(C)「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」は、アメリカ政府に日本の政治と政府が足元を見られて馬鹿にされている証拠の最たるものといえよう。

米軍基地移設問題と日本の国防政策

米軍の沖縄普天間基地の移設問題について、結局は、国外移設しか根本的な解決策がないと私は思う。だが、その決断のためには、必ず、日米安保条約や日米地位協定の正否の論議が必須である。加えて、現状の憲法第9条を改訂し、自衛隊を国防軍として認知することの議論も必要である。これらの議論をまずは先送りすることは出来ない。

今日、自衛隊は世界有数の優秀かつ大規模な装備と人員を保有しているにもかかわらず、憲法第9条が自衛隊を国防軍として認知せず、さらに、その交戦権をも否定しているとすれば、日本は「真の独立国家の要件」を満たしているとは言えない。

沖縄の米軍基地の移設問題について、鳩山内閣に性急な結論を求めるのは、日本国民として全くの無責任であり、正しくないと思う。もとより、日米の友好協力関係が大切であることは、日米双方の国民の総意であり、言うまでもない。そのため、沖縄の米軍基地の国外移設問題は、必ず、日米安保条約の正否と日本の国防政策を合わせた3点セットで再検討しなければならぬ。そうでなければ合理的な解決策は決して出ない。その3点セットの検討のためにかなりの時間が必要とされるのはやむを得ないことである。

独立国家の憲法

今日の日本は、「改憲か護憲」か、などという空疎で粗雑な二者択一論議をしている場合ではない。沖縄の米軍基地を国外に移設するからには、「独立した主権国家の憲法として、現状の日本国憲法第9条は妥当か」の議論がまず必要であり、次に、その議論を踏まえた国民投票が必要なのである。

日本政府はその投票結果に基づき、日米安保条約や日米地位協定の改定や解消を視野に入れた上で、沖縄を含む在日米軍基地全体の処遇について高度な政治判断をするしかない。

(2010年5月16日)